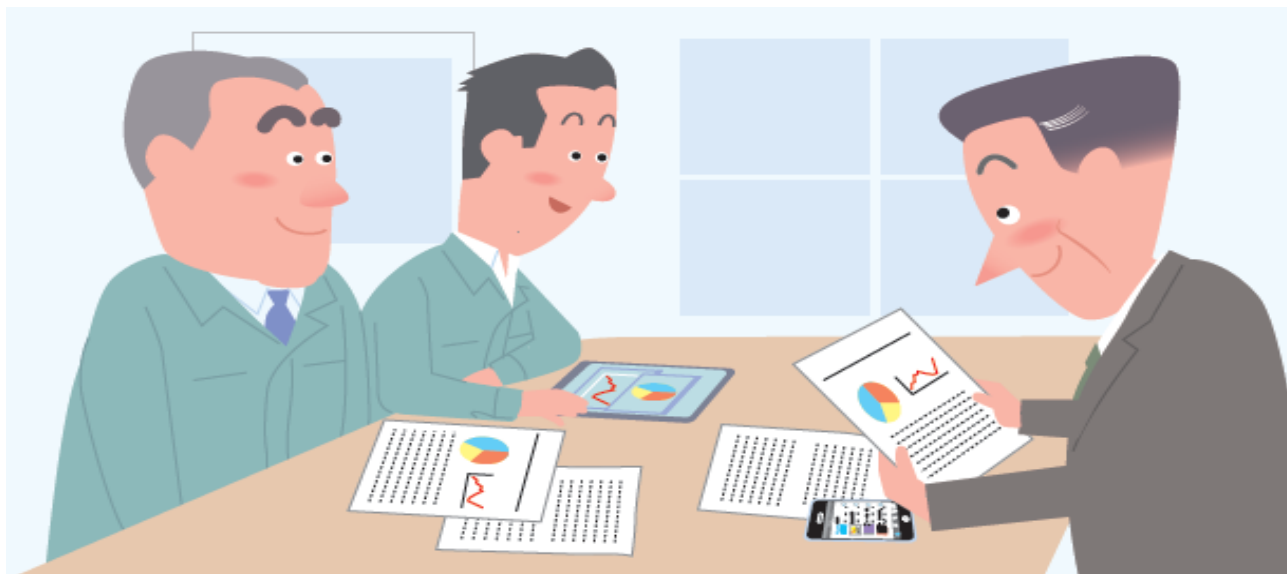




【資料 5】

経済産業省の取引環境改善への取組について



令和 6 年 2 月 2 日

経済産業省九州経済産業局

産業部取引適正化推進室

中小企業取引対策事業

中小企業庁事業環境部取引課

令和6年度予算案額 **28億円（24億円）**

事業の内容

事業目的

足元の急激な物価高に伴うコスト上昇分のみならず、賃上げ原資の確保も含めて中小企業の適切な価格転嫁を実現するため、

（１）下請Ｇメンヒアリングによる取引実態の把握、（２）下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」）の厳正な執行や（３）下請トラブルに関する相談対応等を実施する。

事業概要

中小企業の取引適正化を図るために、以下の取組を行う。

（１）下請Ｇメンによるヒアリング調査

下請Ｇメンを330名に増強し、取引実態の把握を強化

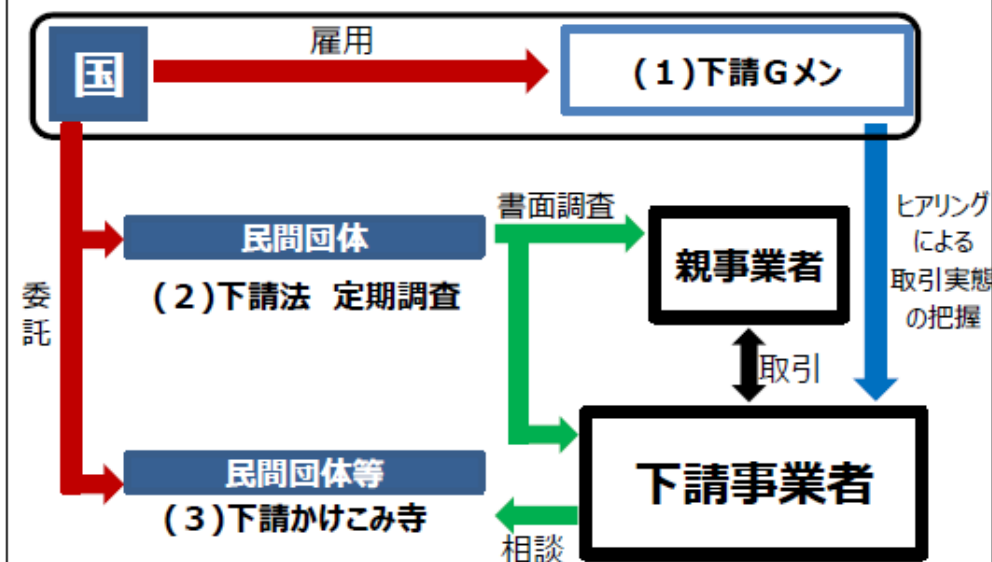
（２）下請法の厳正な執行

下請法に基づく書面調査を実施するほか、法執行に必要な体制を構築

（３）下請かけこみ寺における相談対応

中小企業の取引上の悩みについて、無料で相談員・弁護士が相談に応じる「下請かけこみ寺」を運営

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標

短期的には、下請法違反の発見及び改善指導を行うべく、立入検査件数について年750件を目指す。また、取引実態の把握を強化すべく、下請Gメンによるヒアリングについて、年12,000回以上実施を目指す。

これらの施策により、価格交渉と価格転嫁が定期的になされる取引慣行の定着を目指す。

価格交渉促進月間の実施と改善のサイクル強化

1. 価格交渉促進月間ははじめ、下請からの情報を活用した取組の強化に加え、
2. 業界団体を通じた改善プロセスの体系化 を着実に実行・継続し、適正な取引慣行を定着させる。

業所管省庁・中小企業庁

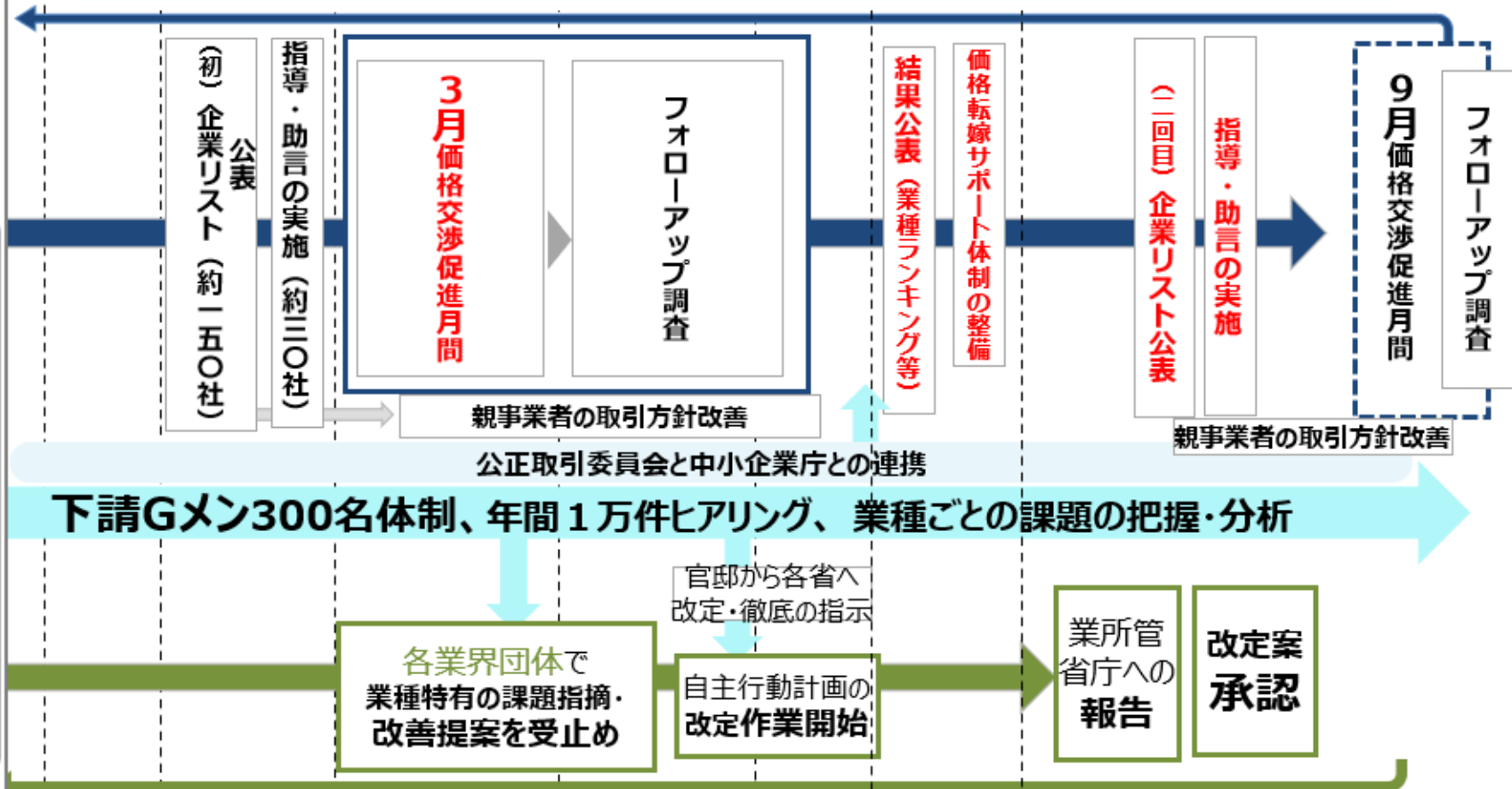
交渉月間(9月)の結果公表

関係省議会

成果の報告・確認、今後の方針の指示

1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月以降 …

1. 下請からの情報を活用した取組の強化（価格交渉促進月間）



2. 業界団体を通じた取引適正化のプロセス体系化・強化

パートナーシップ構築宣言

<https://www5.cao.go.jp/keizai1/partnership/20221011/agenda.html>

※「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議」において導入を決定（2020年5月）

・「パートナーシップ構築宣言」は、事業者が、サプライチェーン全体の付加価値向上、大企業と中小企業の共存共栄を目指し、「発注者」側の立場から、（１）サプライチェーン全体の付加価値増大と、新たな連携（IT実装、BCP策定、グリーン調達の支援等）、（２）下請企業との望ましい取引慣行（「振興基準」）の遵守、特に、取引適正化の重点5分野（①価格決定方法、②型管理の適正化、③現金払の原則の徹底、④知財・ノウハウの保護、⑤働き方改革に伴うしわ寄せ防止）の遵守などを、「代表権のある者の名前」でもって、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイト上で宣言するもの。

・2023年6月に1万社、2024年3月に2万社、7月に3万社超え。昨年末時点で九州3,238社が宣言。

1. 宣言のイメージ

労務費・原料価格の上昇等

下請け・受注者

価格転嫁の要望等

望ましい取引慣行

宣言！

親会社・発注者

製造業だけでなく、**多様な業種**に宣言いただけるものです。
部品製造委託等に限らず、社内の**ITシステム運用や清掃・メンテナンス業務委託、備品調達等も含めた**、幅広い委託・調達の場面が想定されます。

■ パートナーシップ構築宣言企業

	全国	九州		福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島
			全国比							
2021年11月11日時点	3,620	277	7.65	113	12	34	31	37	22	28
2022年 2月 8日時点	5,963	490	8.22	195	26	61	69	56	39	44
2022年 5月 11日時点	8,896	749	8.42	304	52	74	113	83	52	71
2022年 8月 10日時点	12,462	1,169	9.38	449	76	110	148	218	74	94
2022年11月14日時点	15,933	1,467	9.21	565	101	136	191	250	102	122
2023年 2月 14日時点	18,543	1,690	9.11	652	115	153	218	293	123	136
2023年 5月 12日時点	23,429	2,062	8.80	799	168	175	251	358	151	160
2023年 8月 17日時点	31,247	2,711	8.68	1,015	207	226	297	431	185	350
2023年11月15日時点	37,314	3,157	8.46	1,195	221	261	352	471	219	438
2023年12月12日時点	37,804	3,221	8.52	1,248	222	268	354	471	219	439
2023年12月28日時点	38,163	3,238	8.48	1,261	222	268	356	472	219	440

地域におけるパートナーシップ構築宣言の拡大に向けて

- 宣言の更なる拡大に向けて、2023年2月に経産大臣から地方経産局長に、自治体や経済団体への働きかけを指示。
- 「自治体・経済団体等による協定締結や共同宣言」、「宣言企業への自治体補助金での加点措置」などの地域での取組が47都道府県まで拡大。

〈パートナーシップ構築宣言の拡大に向けた各地域の取組の現状（2024年1月12日時点）〉

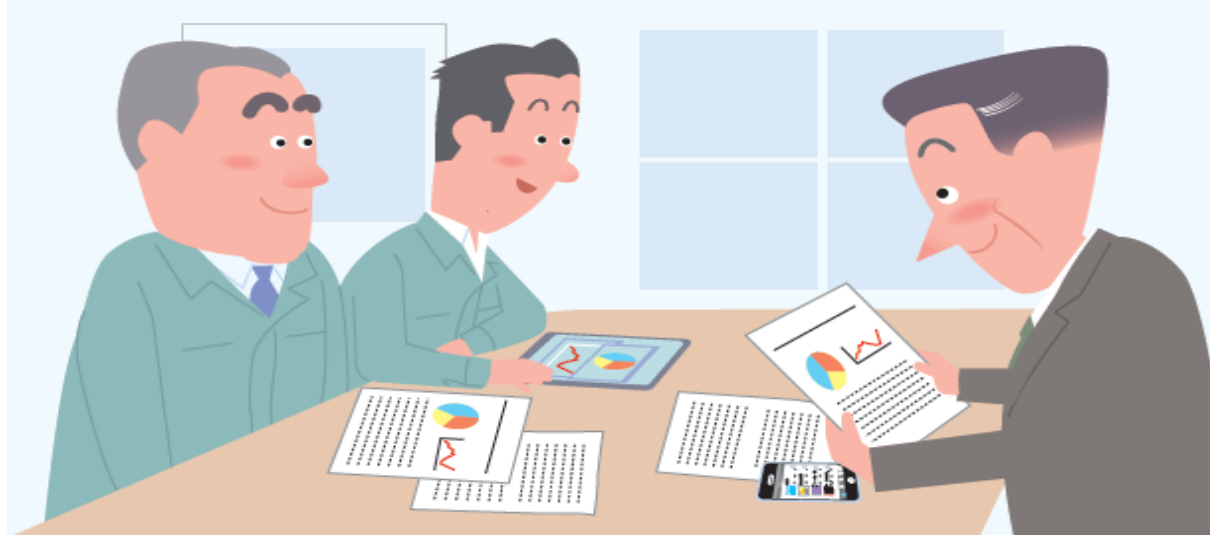


今後の価格転嫁・取引適正化対策

- 価格交渉できる雰囲気は醸成されつつあるが、価格転嫁率のさらなる向上に向けて、中小・小規模事業者の賃上げ原資を確保するためにも、公正取引委員会とも連携し、粘り強く、以下の価格転嫁対策を進めていく。

- ① **労務費の指針の公表**【内閣官房・公正取引委員会】（2023年11月29日）
⇒「指針」が交渉・転嫁に現場で活用されるよう、経済団体等を通じた「指針」の周知
- ② **「企業リスト**（発注企業ごとの、交渉・転嫁の状況の評価）**」の公表**（2024年1月12日）
- ③ 評価が芳しくない発注企業の**経営者トップへの事業所管大臣名での指導・助言**（2024年1月に実施）
- ④ **パートナーシップ構築宣言**の更なる拡大・実効性の向上

参 考 資 料



- (1) 未来志向型の取引慣行に向けて（世耕プラン：2016年9月）
- (2) 下請中小企業振興法「振興基準」
- (3) 自主行動計画策定団体、下請ガイドライン策定業種
- (4) 下請かけこみ寺
- (5) 2023年9月価格交渉促進月間フォローアップ調査結果
- (6) 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針
- (7) フリーランス・事業者間取引適正化等法案

(1) 「未来志向型の取引慣行に向けて」について (2016年9月)

3つの基本方針

- (1) 親事業者による不適正な行為に対して厳正に対処し、**公正な取引環境を実現**する。
- (2) **親事業者・下請事業者双方の「適正取引」や「付加価値向上」**につながる望ましい取引慣行等を普及・定着させる。
- (3) **サプライチェーン全体にわたる取引環境の改善や賃上げできる環境の整備**に向けた取組を図る。

重点5課題

本来は親事業者が負担すべき費用等を下請事業者に押しつけないよう、徹底する。

価格決定方法の適正化

一律〇%減の原価低減を要請される、
労務費上昇分が考慮されない、等

コスト負担の適正化

量産終了後に長期間に渡って無償で
金型の保管を押しつけられる、等

支払条件の改善

手形等で支払いを受ける比率が高い、
割引コストを負担せざるを得ない、等

働き方改革のしわ寄せ防止

短納期発注・急な仕様変更にもかかわらず
適正なコストが負担されない、等

知的財産・ノウハウの保護

親事業者が自社のノウハウを無断で使って
内製化してしまった、等

業種横断的なルール of 明確化・厳格な運用 (横軸)

ルール	内容
下請代金支払遅延等防止法	➤ 取引内容と資本金規模によって親事業者と下請事業者を定義づけ、親事業者の義務と禁止行為を規定。
下請中小企業振興法 「振興基準」	➤ 下請中小企業の振興のため、「 振興基準 」で親事業者と下請事業者の望ましい取引慣行等を具体的に提示。

業種別の自主行動計画の策定等 (縦軸)

- (1) 産業界に対し「**自主行動計画**」の策定と着実な実行を要請するとともに、毎年、策定団体自らフォローアップ調査を行う。
(現在19業種52団体策定)
- (2) 国が定める業種別**下請ガイドライン**の策定・改訂。(現在19業種策定)

(2) 下請中小企業振興法「振興基準」

※重点5課題

※赤字は、令和4年7月29日付け改正の主な新規事項（抜粋）

- 下請中小企業振興法「振興基準」とは、下請中小企業振興法第3条により経済産業大臣が定める「下請事業者及び親事業者のよるべき一般的な基準」であり、親事業者と下請事業者の望ましい取引関係等を具体的に提示したもの。

第1. 下請事業者の生産性向上及び製品等の品質の改善

- 親事業者は、生産性向上等の努力を行う下請事業者に、必要な協力（下請事業者との面談、工場訪問、サプライチェーン全体での連携等）をするよう努める。

第2. 発注分野の明確化及び発注方法の改善

- 下請事業者に対して、設計図や仕様書等の内容を明確にした上で発注を行う。
- 発注内容が曖昧な契約とならないよう、契約条件について書面等による明示、交付を徹底する。

第3 2. 情報化への積極的対応

- 下請事業者は、情報化に係る責任者の配備及び企業内システムの改善、中小企業共通EDIなどによる電子受発注、電子的な決済等を行うよう努める。

第4 1. 対価の決定方法の改善

- 取引対価は、合理的な算定方法に基づき、下請事業者の適正な利益を含み、**下請事業者の賃上げ等**、労働条件の改善が進むよう**十分協議して決定する**。
- 価格交渉促進月間等の機会を捉え、**年1回以上の協議を行う**。コストが上昇した場合等において、**下請事業者から申出があったときは遅滞なく協議に応じる**。
- 長期にわたる取引では、前払い比率及び期中払い比率を高めるよう努める。

第4 4. 下請代金の支払方法改善

- 下請代金の支払いは、可能な限り現金で行う。
- 現金化にかかる割引料等のコストを下請事業者に負担させることがないよう、下請代金の額を十分に協議して決定する。
- 手形等の支払いは60日以内とするよう努める。

第4 5. 型又は治具に係る取引条件改善

- 型製作相当費の一括払いや前払いに努める。
- 不要な型を廃棄し、廃番となったものは、下請事業者に廃棄指示を行う。

第4 6. 「働き方改革」への対応

- 親事業者は、下請事業者の不利益となるような取引や要請を行わないこと。
- やむを得ず短納期発注又は急な仕様変更などを行う場合には、親事業者が適正なコストを負担する。

第7 3. 威圧的交渉の禁止

- 親事業者は、下請事業者に対し、取引価格に関する協議等を行うに当たって、**下請事業者に精神的又は身体的な威圧を加える等、不当な取扱いをしない**。

第8 5. 知的財産の取扱い

- 下請事業者は、自らが権利を有する知的財産について、知的財産権の取得、秘密保持契約による営業秘密化等により、管理保護に努める。
- 親事業者は、下請事業者に損失を与えることのないよう十分に配慮して、契約上知り得た下請事業者の知的財産権等を取り扱う。

第8 6. フリーランスとの取引

- 親事業者は、フリーランスとの取引においても、発注時の取引条件を明確にする書面等の交付を行うなど、「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン(令和3年3月26日)」を踏まえた適切な取引を行う。

第8 7. 業種別ガイドライン、自主行動計画の策定・遵守

- 親事業者及び下請事業者は、事業所管省庁が策定した業種別ガイドラインを遵守するよう努める。
- 事業者団体等は、「自主行動計画」を策定し、フォローアップの結果を踏まえて定期的に改定するよう努める。

第8 8. パートナースhip構築宣言の実施

- 親事業者は、パートナースhip構築宣言を行い、定期的に宣言内容の見直しを行うよう努める。

(3) 自主行動計画策定団体、下請ガイドライン策定業種（令和6年1月時点）

● 自主行動計画は現在26業種63団体策定。

＜自主行動計画策定団体＞ ※詳細は中小企業庁HPより➡



業種	団体名
自動車	一般社団法人日本自動車工業会／一般社団法人日本自動車部品工業会
素形材 (8団体連名で策定)	一般社団法人日本金型工業会／一般社団法人日本金属熱処理工業会／一般社団法人日本金属プレス工業協会／一般社団法人日本ダイカスト協会／一般社団法人日本鍛造協会／一般社団法人日本鋳造協会／一般社団法人日本鋳鍛鋼会／日本粉末冶金工業会
機械製造業	一般社団法人日本建設機械工業会／一般社団法人日本産業機械工業会／一般社団法人日本工作機械工業会／一般社団法人日本半導体製造装置協会／一般社団法人日本ロボット工業会／一般社団法人日本計量機器工業連合会／一般社団法人日本分析機器工業会
航空宇宙工業	一般社団法人日本航空宇宙工業会
繊維(2団体連名で策定)	日本繊維産業連盟／繊維産業流通構造改革推進協議会
電機・情報通信機器	一般社団法人電子情報技術産業協会／一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会／一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会／一般社団法人日本電機工業会／一般社団法人カメラ映像機器工業会
情報サービス・ソフトウェア	一般社団法人情報サービス産業協会
流通業 (スーパー、コンビニ、ドラッグストア等小売業)	一般社団法人日本スーパーマーケット協会／一般社団法人全国スーパーマーケット協会／日本チェーンドラッグストア協会／一般社団法人日本ボランティアチェーン協会／一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会／一般社団法人日本DIY・ホームセンター協会
建材・住宅設備業	一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会
紙・紙加工業	日本製紙連合会／全国段ボール工業組合連合会

業種	団体名
金属産業	一般社団法人 日本電線工業会／一般社団法人 日本鉄鋼連盟／一般社団法人 日本アルミニウム協会／一般社団法人 日本伸銅協会
化学産業	一般社団法人日本化学工業協会／塩ビ工業・環境協会／化成工業協会／石油化学工業協会／一般社団法人日本ゴム工業会／日本プラスチック工業連盟
トラック運送業 ※国土交通省より要請	公益社団法人全日本トラック協会
建設業 ※国土交通省より要請	一般社団法人日本建設業連合会
警備業 ※警察庁より要請	一般社団法人全国警備業協会
放送コンテンツ業 ※総務省より要請	放送コンテンツ適正取引推進協議会
商社	一般社団法人日本貿易会
金融業 ※約束手形の利用の廃止関係	一般社団法人全国銀行協会
印刷業	一般社団法人 日本印刷産業連合会
造船業 ※国土交通省より要請	一般社団法人日本造船工業会／一般社団法人日本中小型造船工業会
住宅業 ※国土交通省より要請	一般社団法人 住宅生産団体連合会
広告業	一般社団法人日本広告業協会
電力業	送配電網協議会
食品製造業 ※農林水産省より要請	一般財団法人食品産業センター
食品卸売業 ※農林水産省より要請	一般社団法人日本加工食品卸売協会／一般社団法人日本外食流通協会／一般社団法人日本給食食品連合会／全国給食事業協同組合連合会
飲食業 ※農林水産省より要請	一般社団法人日本フードサービス協会

(参考) 自主行動計画策定団体、下請ガイドライン策定業種 (令和6年1月時点)

- 下請ガイドラインは現在20業種策定。

<下請ガイドライン策定業種> ※詳細は中小企業庁HPより➡

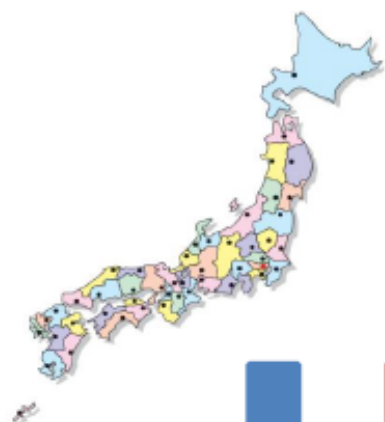


業種	ガイドライン名称
自動車	自動車産業適正取引ガイドライン
素形材	素形材産業取引ガイドライン
産業機械・航空機等	産業機械・航空機等における下請適正取引等の推進のためのガイドライン
繊維	繊維産業における下請適正取引等の推進のためのガイドライン
電機・情報通信機器	情報通信機器産業における下請適正取引等の推進のためのガイドライン
情報サービス・ソフトウェア	情報サービス・ソフトウェア産業における下請適正取引等の推進のためのガイドライン
広告業	広告業界における下請適正取引等推進のためのガイドライン
建設業	建設業法令遵守ガイドライン
建材・住宅設備業	建材・住宅設備産業取引ガイドライン
トラック運送業	トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン
	トラック運送業における燃料サーチャージ緊急ガイドライン
放送コンテンツ業	放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン
金属産業 (旧鉄鋼)	金属産業取引適正化ガイドライン
化学産業	化学産業適正取引ガイドライン
紙・紙加工業	紙・紙加工産業取引ガイドライン
印刷業	印刷業における下請適正取引等の推進のためのガイドライン
アニメーション制作業	アニメーション制作業界における下請適正取引等の推進のためのガイドライン
食品製造業	食品製造業・小売業の適正取引推進ガイドライン～豆腐・油揚げ製造業～
	食品製造業・小売業の適正取引推進ガイドライン～牛乳・乳製品製造業～
	食品製造業者・小売業者間における適正取引推進ガイドライン
水産物・水産加工品	水産物・水産加工品の適正取引推進ガイドライン
養殖業	養殖業に係る適正取引推進ガイドライン
造船業	船舶産業取引適正化ガイドライン

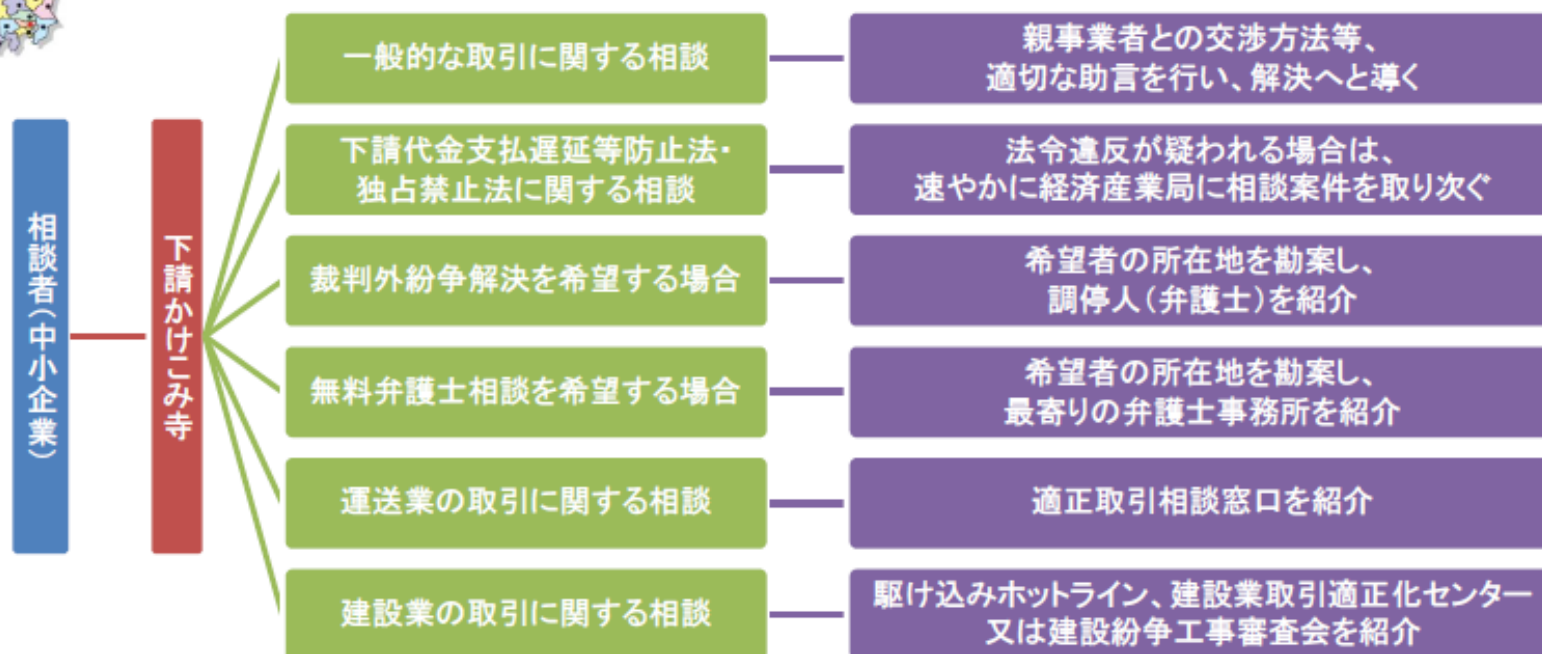
(4) 下請かけこみ寺

■ 下請かけこみ寺HP <https://www.zenkyo.or.jp/kakekomi/index.htm>

- 下請代金の減額や消費税の転嫁など企業間取引に係る各種相談への対応や裁判外紛争解決手続を行うため、各都道府県の下請企業振興協会の協力を得て、本部及び全国47都道府県に「下請かけこみ寺」を設置しています。



企業間取引に関する様々な相談に相談員等が応じます。
裁判外紛争解決（ADR）手続により簡易・迅速な紛争解決を行います。
相談費用や調停費用は無料です。



(4) 下請かけこみ寺（相談業務）

●相談員等による相談対応件数

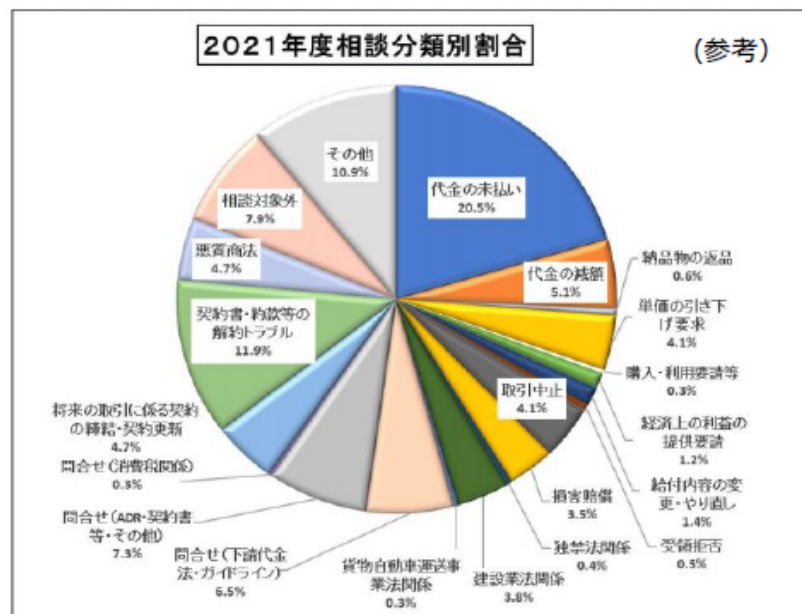
※「その他」には、下請代金支払遅延等防止法が適用されない中小企業同士のトラブルの他、法令等に関する一般的な質問等も含まれる。

	下請代金法関係	建設業関係	運送業関係 (代金法除く)	その他	消費税関係	合計
平成27年度	678	1,295	175	3,613	64	5,825
平成28年度	812	1,395	204	4,130	42	6,583
平成29年度	997	1,560	211	4,055	15	6,838
平成30年度	1,151	1,814	365	5,018	33	8,381
令和元年度	1,058	1,891	482	5,945	74	9,450
令和2年度	1,107	933	281	7,329	77	9,727
令和3年度	1,021	1,039	257	8,423	38	10,778
令和4年度	1,065	1,093	222	9,205	29	11,614

●弁護士無料相談件数

相談者の所在地に最も近い弁護士（全国に500名超の弁護士を登録）を紹介、弁護士が踏み込んだ相談対応を実施。

平成25年度 : 711件	令和元年度 : 474件
平成26年度 : 681件	令和2年度 : 407件
平成27年度 : 743件	令和3年度 : 290件
平成28年度 : 627件	令和4年度 : 353件
平成29年度 : 601件	
平成30年度 : 513件	



(5) 2023年9月 価格交渉促進月間、フォローアップ調査

- 原材料費やエネルギー費、労務費等が上昇する中、中小企業が適切に価格交渉・転嫁できる環境を整備するため、2021年9月より毎年9月と3月を「価格交渉促進月間」と設定。2023年9月で**5回目**。
 - 成果を確認するため、各「月間」の終了後、価格交渉、価格転嫁それぞれの実施状況について、中小企業に対して「**①アンケート調査、②下請Gメンによるヒアリング**」を実施し、結果を取りまとめ。
- (※11月28日に速報版を公表。個別業種ごとの交渉・転嫁等も含めた確報版を1月12日に公表)

①アンケート調査

○調査の中身、業種

中小企業等に、発注側の事業者（最大3社分）との間の価格交渉・転嫁の状況を問うアンケート票を送付。調査票の配布先の業種は、経済センサスの産業別法人企業数の割合（BtoC取引が中心の業種を除く）を参考にして抽出。

○配布先の企業数 30万社

○調査期間 2023年10月10日～11月10日

○回答企業数 35,175社（※回答から抽出される発注側企業数は延べ42,924社）
(参考：2023年3月調査：17,292社、2022年9月調査：15,195社)

○回収率 11.7%（※回答企業数/配布先の企業数）

②下請Gメンによるヒアリング調査

○調査対象

地域特性や業種バランスに配慮した上で、商慣習等によりコストが取引価格に反映できていない状況や、発注側企業との間で、十分な価格交渉が行われていない状況が見られた事業者等も含め、対象先を選定。

○調査期間 2023年10月23日～12月6日

○ヒアリング件数 約2,000社

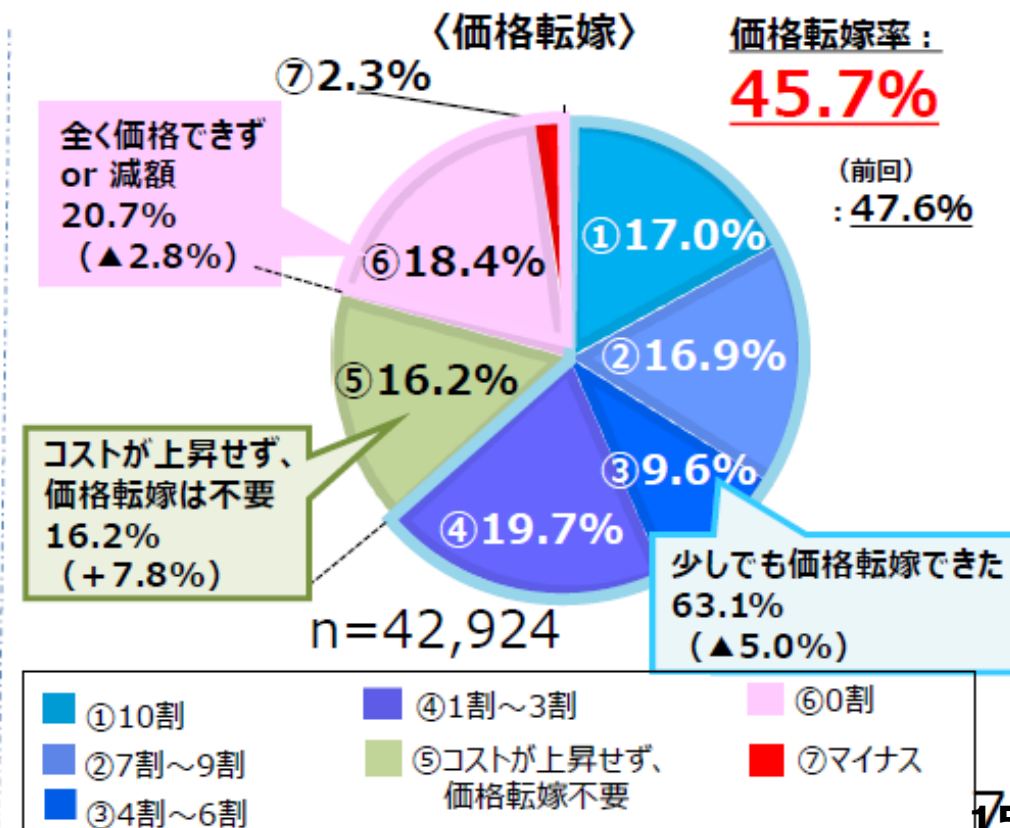
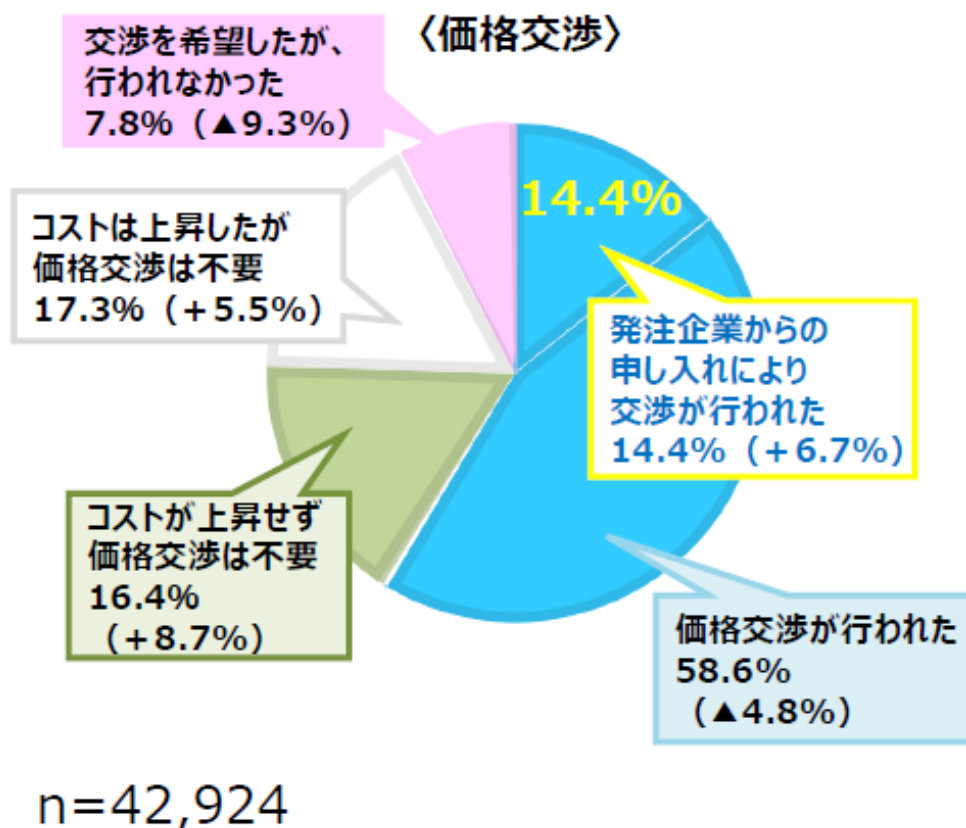
(5) 2023年9月 価格交渉促進月間、フォローアップ調査結果

【価格交渉】

- 「発注企業からの申し入れにより、交渉が行われた」企業の割合は、約2倍に増加。価格交渉しやすい雰囲気は、徐々に醸成されつつあるが、課題も残る（交渉材料が準備できない等）。

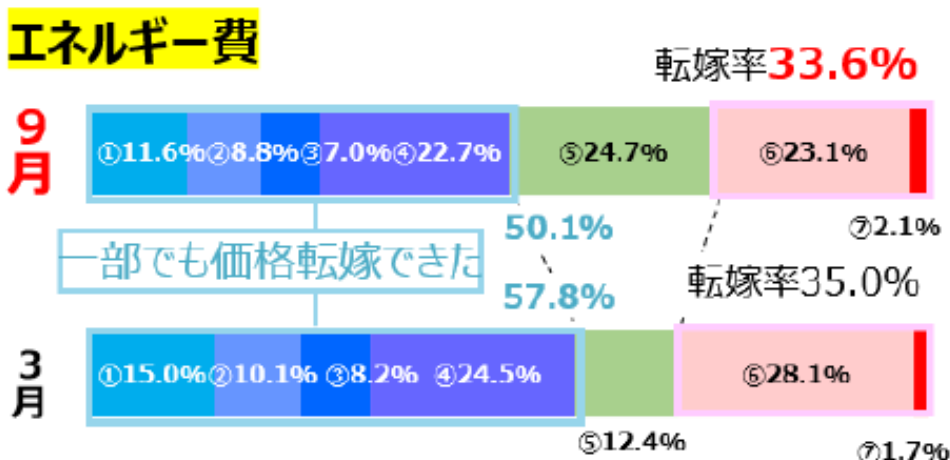
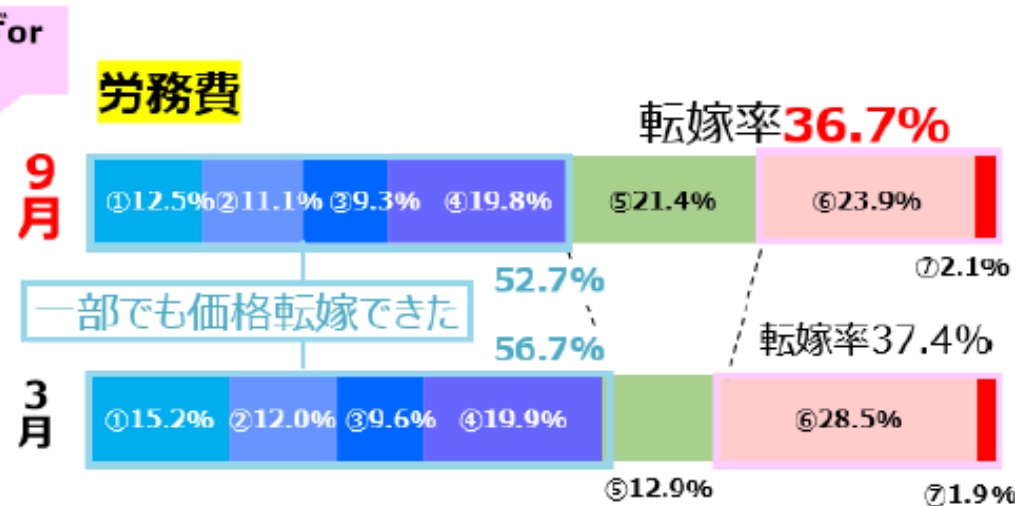
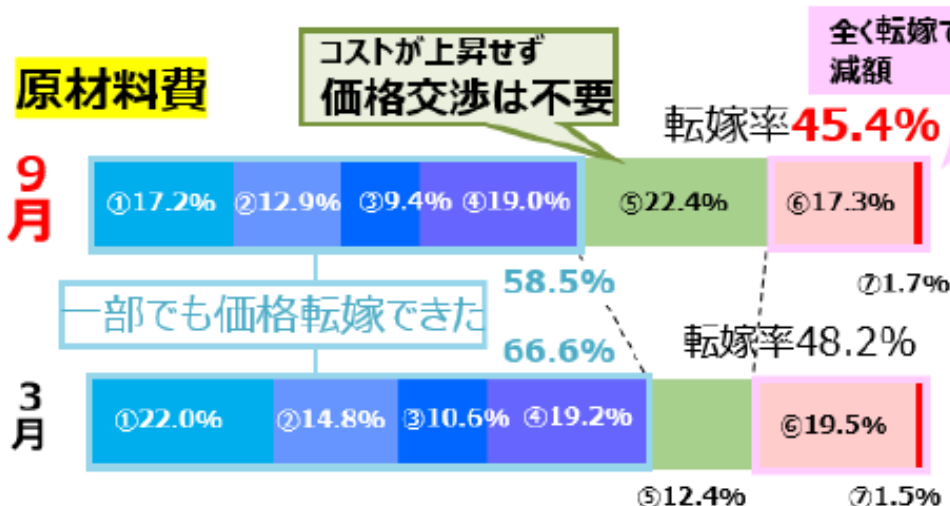
【価格転嫁】

- コスト全体の転嫁率は3月時点から微減して45.7%となったものの、「全く転嫁できなかった」または「減額された」企業の割合は約3ポイント減少。価格転嫁の裾野は広がりつつあるが、高い転嫁率を目指す必要。

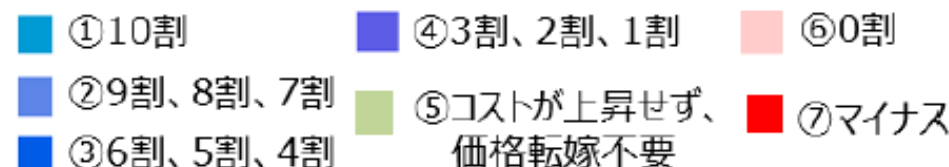


(5) 2023年9月 価格交渉促進月間、フォローアップ調査結果

- コスト要素毎に見ても、原材料費、エネルギー費、労務費のいずれについても、「コストが上昇せず、価格転嫁が不要」(下記の緑色)が、約10ポイント増加。
- 3月時点と同様、労務費、エネルギー費は、原材料費と比較して約10ポイント低い水準。



問. 直近6ヶ月間の各コスト上昇分のうち、何割を価格に転嫁できたと考えますか。



(5) 2023年9月 価格交渉促進月間、フォローアップ調査結果

業種別の【価格交渉、価格転嫁】の状況

- 価格交渉が比較的行われている業種は、価格転嫁（値上げ）を認める割合も高い傾向（例：機械製造、化学）。
- 価格交渉は行いが、結果としての転嫁（値上げ）を認める割合は低い業界もあり（例：造船、自動車）、反対に、交渉は行われないが、転嫁率が高い業界も存在（例：製薬、飲食サービス）。

価格交渉			価格転嫁			価格転嫁率
業種別			全体			45.7%
	1位	造船	1位	化学		59.7%
	2位	機械製造	2位	食品製造		53.6%
	3位	化学	3位	電機・情報通信機器		53.4%
	4位	食品製造	3位	機械製造		53.4%
	5位	電機・情報通信機器	5位	飲食サービス		52.3%
	6位	金属	6位	製薬		50.7%
	7位	繊維	6位	卸売		50.7%
	8位	自動車・自動車部品	8位	造船		50.1%
	9位	印刷	9位	金属		49.1%
	10位	卸売	10位	小売		49.0%
	11位	鉱業・採石・砂利採取	11位	紙・紙加工		48.7%
	12位	紙・紙加工	12位	印刷		48.6%
	13位	石油製品・石炭製品製造	13位	繊維		47.5%
	14位	建設	14位	建材・住宅設備		45.4%
	15位	電気・ガス・熱供給・水道	15位	建設		45.2%
	16位	小売	16位	広告		44.6%
	17位	建材・住宅設備	17位	自動車・自動車部品		44.3%
	18位	広告	18位	金融・保険		42.4%
	19位	飲食サービス	19位	石油製品・石炭製品製造		42.1%
	20位	金融・保険	20位	鉱業・採石・砂利採取		41.9%
	21位	情報サービス・ソフトウェア	21位	電気・ガス・熱供給・水道		41.1%
	22位	トラック運送	22位	不動産業・物品賃貸		39.6%
	23位	廃棄物処理	22位	情報サービス・ソフトウェア		39.6%
	24位	放送コンテンツ	24位	廃棄物処理		34.9%
	25位	通信	25位	通信		33.1%
	26位	不動産業・物品賃貸	26位	放送コンテンツ		27.0%
	27位	製薬	27位	トラック運送		24.1%
	-	その他	-	その他		41.9%

(参考) 2022年9月 価格交渉促進月間、フォローアップ調査結果 「企業リスト」公表を受けての改善の取組例

企業ごとの交渉・転嫁状況のリスト (2022年9月の価格交渉促進月間の結果)

- より一層の自発的な取引慣行の改善を促し、下請中小企業の振興を図るため、下請中小企業
(※) 10社以上から回答があった発注側企業全て (約120社) について、「企業名、下請中小企業
からの交渉・転嫁の回答状況」を整理した企業リストを、下請振興法第26条に基づき公表。

企業リスト (2022年9月の価格交渉促進月間) <https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/follow-up/dl/202209list.pdf>

法人番号	発注企業名	回答企業数	価格交渉	価格転嫁
1010001000006	五洋建設(株)	19	ウ	ウ
1010001008668	J F E スチール(株)	16	ア	イ
1010001067912	(株) N T T ドコモ	10	イ	ウ
1010001088181	(株) セブン-イレブン・ジャパン	13	イ	イ
1010001092605	ヤマト運輸(株)	28	イ	ウ
1010001098619	日鉄物流(株)	10	イ	イ
1010001112577	日本郵便(株)	10	ウ	エ
1010401010455	(株) 小松製作所	20	ア	イ
1010401013565	清水建設(株)	55	イ	ウ
1010701025541	(株) 日本アクセス	17	イ	イ
1020001071491	富士通(株)	29	イ	イ
1120001036880	レンゴー(株)	21	ア	イ

※価格交渉/転嫁の評価

下請中小企業からの価格交渉、価格転嫁についての回答の平均値(※10点満点)をア、イ、ウ、エの4区分で整理。

ア：7点以上 イ：7点未満、4点以上 ウ：4点未満、0点以上 エ：0点未満

(参考) 2022年9月 価格交渉促進月間、フォローアップ調査結果 「企業リスト」公表を受けての改善の取組例

企業リストにおいて、「エ」であった日本郵便の改善への取組み



PRESS RELEASE

2023年6月16日
日本郵便株式会社

集配関係委託契約に関するコミュニケーション促進月間の協議結果について

日本郵便株式会社（東京都千代田区、代表取締役社長 衣川 和秀／以下「日本郵便」）は、2023年2月13日および同年4月14日にお知らせした、郵便物や荷物の配達・集荷業務などの委託契約（以下「集配関係委託契約」）に関するコミュニケーション促進月間の協議結果をお知らせします。

1 コミュニケーション促進月間の協議結果

現在締結している全ての集配関係委託契約（約 5,500 件）について、協力会社の皆さまと真摯に協議を重ねてまいりましたが、2023年5月末までに全契約について協議が完了いたしました。

協議完了まで時間がかかってしまい、協力会社の皆さまにご迷惑をおかけいたしましたこと、お詫び申し上げます。

2 今後の対応について

協力会社の皆さまとの協議の進め方を含めて改善し、今後も集配関係委託契約に関して、下請取引の適正な運用を徹底するよう、次のとおり取り組みます。

- ・ 協力会社の皆さまと、契約内容に関する協議を定期的に実施します。
（2023年度のコミュニケーション促進月間に基づく協議は、2024年2月頃実施予定です。）
- ・ 協力会社の皆さまから、定期的に集配関係委託契約の手续や業務内容、日頃のコミュニケーションなどを含めて幅広くご意見・ご要望をいただき改善などにつなげる仕組みを設け、より一層のパートナーシップの構築に努めてまいります。

日本経済新聞

会社大 記事利用について 印刷

日本郵便、委託運賃5%値上げ 価格転嫁に対応

2023/6/16 17:48 | 日本経済新聞 電子版



運賃も適正化し委託先の労働環境改善を進める

日本郵便は16日、集荷や配送業務の委託先に支払う運賃を平均で約5%値上げすると発表した。燃料費などの物価や人件費の高騰で委託先のコストが上がっていることに対応する。日本郵便は経済産業省の調査で価格転嫁に後ろ向きな企業として公表されていた。運賃を適正化し、委託先の労働環境改善を進める。値上げは2023年4月分の委託費から遡って支払う。

(6) 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針

本指針 の性格

- ✓ 労務費の転嫁に関する事業者の発注者・受注者の双方の立場からの行動指針。
- ✓ 労務費の適切な転嫁のため、発注者及び受注者がこの行動指針に沿った行為を行うことが必要。
- ✓ 本指針に記載の12の行動指針に沿わないような行為をすることにより、公正な競争を阻害するおそれがある場合には、公正取引委員会において独占禁止法及び下請代金法に基づき厳正に対処することを明記。
- ✓ 他方で、記載された発注者としての行動を全て適切に行っている場合、通常は独占禁止法及び下請代金法上の問題が生じない旨を明記。

発注者として採るべき行動／求められる行動

★行動①：本社（経営トップ）の関与

①労務費の上昇分について取引価格への転嫁を受け入れる取組方針を具体的に経営トップまで上げて決定すること、②経営トップが同方針又はその要旨などを書面等の形に残る方法で社内外に示すこと、③その後の取組状況を定期的に経営トップに報告し、必要に応じ、経営トップが更なる対応方針を示すこと。

★行動②：発注者側からの定期的な協議の実施

受注者から労務費の上昇分に係る取引価格の引上げを求められていなくても、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回など定期的に労務費の転嫁について発注者から協議の場を設けること。特に長年価格が据え置かれてきた取引や、スポット取引と称して長年同じ価格で更新されているような取引においては協議が必要であることに留意が必要である。

協議することなく長年価格を据え置くことや、スポット取引とはいえないにもかかわらずスポット取引であることを理由に協議することなく価格を据え置くことは、独占禁止法上の優越的地位の濫用又は下請代金法上の買いたたきとして問題となるおそれがある。

★行動③：説明・資料を求める場合は公表資料とすること

労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受注者に求める場合は、公表資料（最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率など）に基づくものとし、受注者が公表資料を用いて提示して希望する価格については、これを合理的な根拠のあるものとして尊重すること。

★行動④：サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと

労務費をはじめとする価格転嫁に係る交渉においては、サプライチェーン全体での適切な価格転嫁による適正な価格設定を行うため、直接の取引先である受注者がその先の取引先との取引価格を適正化すべき立場に在ることを常に意識して、そのことを受注者からの要請額の妥当性の判断に反映させること。

★行動⑤：要請があれば協議のテーブルにつくこと

受注者から労務費の上昇を理由に取引価格の引上げを求められた場合には、協議のテーブルにつくこと。労務費の転嫁を求められたことを理由として、取引を停止するなど不利益な取扱いをしないこと。

★行動⑥：必要に応じ考え方を提案すること

受注者からの申入れの巧拙にかかわらず受注者と協議を行い、必要に応じ労務費上昇分の価格転嫁に係る考え方を提案すること。

(6) 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針

受注者として採るべき行動／求められる行動

★行動①：相談窓口の活用

労務費上昇分の価格転嫁の交渉の仕方について、国・地方公共団体の相談窓口、中小企業の支援機関（全国の商工会議所・商工会等）の相談窓口などに相談するなどして積極的に情報を収集して交渉に臨むこと。

発注者に対して労務費の転嫁の交渉を申し込む際、一例として、**6頁の様式**を活用することも考えられる。

★行動②：根拠とする資料

発注者との価格交渉において使用する根拠資料としては、最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率などの公表資料を用いること。

★行動③：値上げ要請のタイミング

労務費上昇分の価格転嫁の交渉は、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回などの定期的に行われる発注者との価格交渉のタイミング、業界の定期的な価格交渉の時期など受注者が価格交渉を申し出やすいタイミング、発注者の業務の繁忙期など受注者の交渉力が比較的優位なタイミングなどの機会を活用して行うこと。

★行動④：発注者から価格を提示されるのを待たずに自ら希望する額を提示

発注者から価格を提示されるのを待たずに受注者側からも希望する価格を発注者に提示すること。発注者に提示する価格の設定においては、自社の労務費だけでなく、自社の発注先やその先の取引先における労務費も考慮すること。

発注者・受注者の双方が採るべき行動／求められる行動

★行動①：定期的なコミュニケーション

定期的にコミュニケーションをとること。

★行動②：交渉記録の作成、発注者と受注者の双方での保管

価格交渉の記録を作成し、発注者と受注者と双方で保管すること。

今後の対応

- 内閣官房は、各府省庁・産業界・労働界等の協力を得て、今後、労務費の上昇を理由とした価格転嫁が進んでいない業種や労務費の上昇を理由とした価格転嫁の申出を諦めている傾向にある業種を中心に、**本指針の周知活動**を実施する。
- 公正取引委員会は、発注者が本指針に記載の12の採るべき行動／求められる行動に沿わないような行為をすることにより、**公正な競争を阻害するおそれがある場合には、独占禁止法及び下請代金法に基づき厳正に対処していく。**

また、受注者が匿名で労務費という理由で価格転嫁の協議のテーブルにつかない事業者等に関する**情報を提供できるフォームを設置し**、第三者に情報提供者が特定されない形で、**各種調査において活用**していく。

(6) 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針

(参考)「労務費指針」における価格交渉の様式

・労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（令和5年11月29日内閣府・公正取引委員会）別添

価格交渉の申込み様式（例）

御見積書

〇年〇月〇日

（発注者） 御中

（受注者）

下記のとおり、御見積もり申し上げます。

見積日 年 月 日
有効期限 年 月 日

商品名（例：業務名、品番、件名）

合計金額 円

内訳

原材料価格、エネルギーコスト、労務費など、各コスト要素に分けて、それぞれ単価、小計等を作成

1 原材料価格（素材費、部品購入費等）

（例）				
	単価	数量	金額	（備考）旧単価（円） / 単価上昇率（%）
材料・品番				
...				
小計	円			

2 エネルギーコスト（電気代、ガス代、ガソリン代等）

（例）					
	単価	総使用量	自社向け売上比率	金額	（備考）単価 上昇率（%）
電気代					
...					
小計	円				

3 労務費（定期昇給、ベースアップ、法定福利費等）

（例1）				
改定前の 労務費総 額	労務費の上昇額 ※改定前の支払い実績（定期昇給、ベースア ップ、法定福利費等）に原価賃金・春季労 使交渉妥結額等の上昇率を乗じて算出	自社向け売 上比率	金額	
円		円	%	円
（例2）				
現在の労務 費単価	人数	労務費の上昇率 ※原価賃金・春季労使交渉妥結額等の上昇率	金額	
円/人・日	人・日	%	円	
小計	円			

4 その他

（例）設備撤却費、保管料、輸送費等
小計 円

(7) フリーランス・事業者間取引適正化等法案 (特定受託事業者に係る取引の適正化に関する法律案)

特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律(フリーランス・事業者間取引適正化等法)の概要

趣旨

我が国における働き方の多様化の進展に鑑み、個人が事業者として受託した業務に安定的に従事することができる環境を整備するため、特定受託事業者に係る取引の適正化及び特定受託業務従事者の就業環境の整備を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的として、特定受託事業者に業務委託をする事業者について、特定受託事業者の給付の内容その他の事項の明示を義務付ける等の措置を講ずる。

概要

1. 対象となる当事者・取引の定義

- (1) 「特定受託事業者」とは、業務委託の相手方である事業者であって従業員を使用しないものをいう。[第2条第1項]
 - (2) 「特定受託業務従事者」とは、特定受託事業者である個人及び特定受託事業者である法人の代表者をいう。[第2条第2項]
 - (3) 「業務委託」とは、事業者がその事業のために他の事業者物品の製造、情報成果物の作成又は役務の提供を委託することをいう。[第2条第3項]
 - (4) 「特定業務委託事業者」とは、特定受託事業者に業務委託をする事業者であって、従業員を使用するものをいう。[第2条第6項]
- ※「従業員」には、短時間・短期間等の一時的に雇用される者は含まない。

2. 特定受託事業者に係る取引の適正化

- (1) 特定受託事業者に対し業務委託をした場合は、特定受託事業者の給付の内容、報酬の額等を書面又は電磁的方法により明示しなければならないものとする。[第3条]
※ 従業員を使用していない事業者が特定受託事業者に対し業務委託を行うときについても同様とする。
- (2) 特定受託事業者の給付を受領した日から60日以内の報酬支払期日を設定し、支払わなければならないものとする。(再委託の場合には、発注元から支払いを受ける期日から30日以内) [第4条]
- (3) 特定受託事業者との業務委託(政令で定める期間以上のもの)に関し、①～⑤の行為をしてはならないものとし、⑥・⑦の行為によって特定受託事業者の利益を不当に害してはならないものとする。[第5条]
 - ① 特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく受領を拒否すること
 - ② 特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく報酬を減額すること
 - ③ 特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく返品を行うこと
 - ④ 通常相場に比べ著しく低い報酬の額を不当に定めること
 - ⑤ 正当な理由なく自己の指定する物の購入・役務の利用を強制すること
 - ⑥ 自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること
 - ⑦ 特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく内容を変更させ、又はやり直させること

3. 特定受託業務従事者の就業環境の整備

- (1) 広告等により募集情報を提供するときは、虚偽の表示等をしてはならず、正確かつ最新の内容に保たなければならないものとする。[第12条]
- (2) 特定受託事業者が育児介護等と両立して業務委託(政令で定める期間以上のもの。以下「継続的業務委託」)に係る業務を行えるよう、申出に応じて必要な配慮をしなければならないものとする。[第13条]
- (3) 特定受託業務従事者に対するハラスメント行為に係る相談対応等必要な体制整備等の措置を講じなければならないものとする。[第14条]
- (4) 継続的業務委託を中途解除する場合等には、原則として、中途解除日等の30日前までに特定受託事業者に対し予告しなければならないものとする。[第16条]

4. 違反した場合等の対応

公正取引委員会、中小企業庁長官又は厚生労働大臣は、特定業務委託事業者等に対し、違反行為について助言、指導、報告徴収・立入検査、勧告、公表、命令をすることができるものとする。[第8条、第9条、第11条、第18～第20条、第22条]
※ 命令違反及び検査拒否等に対し、50万円以下の罰金に処する。法人両罰規定あり。[第24条、第25条]

5. 国が行う相談対応等の取組

国は、特定受託事業者に係る取引の適正化及び特定受託業務従事者の就業環境の整備に資するよう、相談対応などの必要な体制の整備等の措置を講ずるものとする。[第21条]

(7) フリーランス・事業者間取引適正化等法 (チラシ)

フリーランスの取引に関する 新しい法律ができました

「フリーランス・事業者間取引適正化等法」が2023年5月12日に
公布されました。2024年秋頃までに施行される予定です。

法律の目的

この法律は、フリーランスの方が安心して働ける環境を整備するため、

①フリーランスの方と企業などの発注事業者の間の取引の適正化 と

②フリーランスの方の就業環境の整備

を図ることを目的としています。

法律の適用対象

発注事業者とフリーランスの間の「業務委託」に係る事業者間取引

フリーランス	業務委託の相手方である事業者で、従業員を使用しないもの
発注事業者	フリーランスに業務委託する事業者で、従業員を使用するもの

※一般的にフリーランスと呼ばれる方には、「従業員を使用している」「消費者を相手に取引をしている」といった方も含まれますが、この法律における「フリーランス」には該当しません。

例：フリーランスとして働くカメラマンの場合

この法律の対象



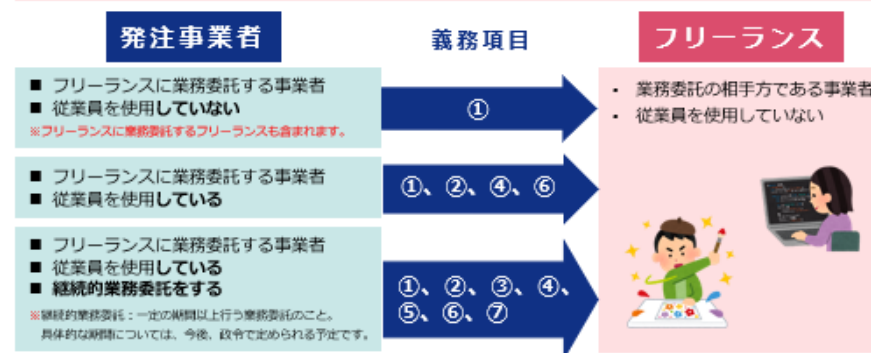
この法律の対象外



- この法律上は、フリーランスは「特定受託事業者」、発注事業者は「特定業務委託事業者」とされていますが、このリーフレットでは伝わりやすさを優先し、それぞれ「フリーランス」、「発注事業者」と表現しています。
- 「従業員」には、短時間・短期間等の一時的に雇用される者は含まないこととしており、具体的には、「労働時間20時間以上かつ31日以上雇用が見込まれる者」を「従業員」とすることを想定しています。
- なお、契約名称が「業務委託」であっても、働き方の実態として労働者である場合は、この法律は適用されず、労働基準法等の労働関係法令が適用されます。

法律の内容

発注事業者が満たす要件に応じてフリーランスに対しての義務の内容が異なります。



義務項目	具体的な内容
① 書面等による取引条件の明示	業務委託をした場合の、書面等による「委託する業務の内容」「報酬の額」「支払期日」等の取引条件を明示すること
② 報酬支払期日の設定・期日内の支払	発注した物品等を受け取った日から数えて60日以内の報酬支払期日を設定し、期日内に報酬を支払うこと
③ 禁止事項	フリーランスに対し、継続的業務委託をした場合に法律に定める行為をしてはならないこと 例えば、フリーランスに責任がないにもかかわらず、「発注した物品等を受け取らないこと」、「発注時に決めた報酬額を後で減額すること」、「発注した物品等を受け取った後に返品すること」などが禁止されます。
④ 募集情報の的確表示	広告などにフリーランスの募集に関する情報を掲載する際に、 ・虚偽の表示や誤解を与える表示をしてはならないこと ・内容を正確かつ最新のものに保たなければならないこと
⑤ 育児介護等と業務の両立に対する配慮	継続的業務委託について、フリーランスが育児や介護などと業務を両立できるよう、フリーランスの申出に応じて必要な配慮をしなければならないこと 例えば、「フリーランスが妊娠検診を受診するための時間を確保できるようにしたり、就業時間を短縮する」、「育児や介護等と両立可能な就業日・時間としたり、オンラインで業務を行うことができるようにする」といった対応が想定されます。
⑥ ハラスメント対策に係る体制整備	フリーランスに対するハラスメント行為に関する相談対応のための体制整備などの措置を講ずること 例えば、「従業員に対してハラスメント防止のための研修を行う」、「ハラスメントに関する相談の担当者を決める」、「ハラスメントが発生した場合には、迅速に事実関係を把握する」などの対応が想定されます。
⑦ 中途解除等の事前予告・理由開示	継続的業務委託を中途解除したり、更新しないこととしたりする場合は、原則として30日前までに予告しなければならないこと

- この法律は、2024（令和6）年秋ごろまでの施行を予定しており、従業員の範囲や継続的業務委託の具体的な期間、発注事業者の義務の具体的な内容などは、施行までの間に、政省令・告示などで定められる予定です。
- 詳細な法律の内容や最新の情報については、関係省庁のホームページをご覧ください。
- 項目①～③については、公正取引委員会・中小企業庁、項目④～⑦については、厚生労働省までお問合せください。

